

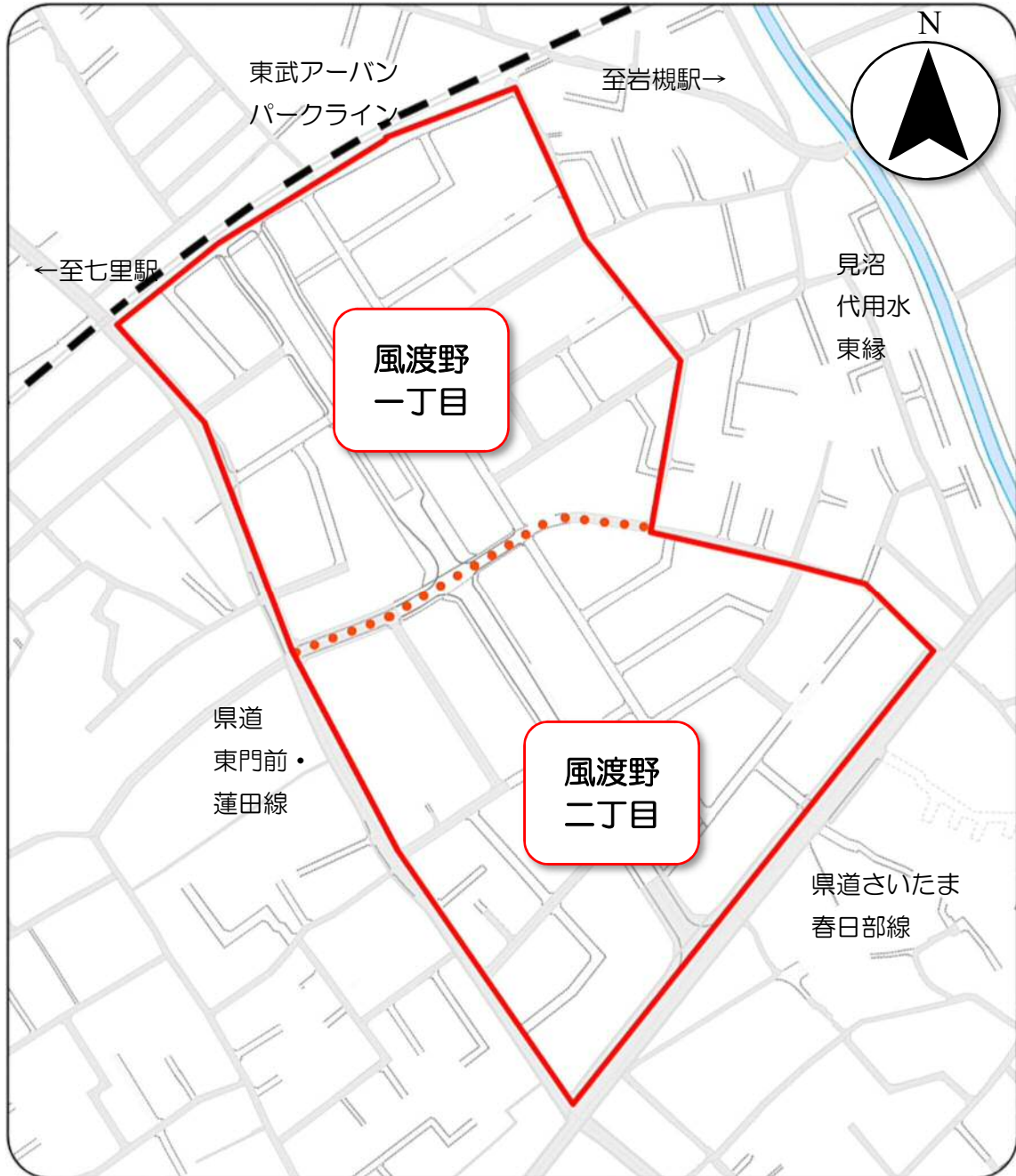
住民・法人の皆様へ

住所変更の手引き

あなたの住所の町名地番が、
令和4年2月11日から変更となります。



新しい町名・町界図



はじめに

皆様がお住まいの『さいたま都市計画事業風渡野南特定土地区画整理事業』地区では、このたび区画整理が完了し、**令和4年2月11日**から住所の町名地番が変更となります。

この手引きでは、住所が変更となることによって、どのような手続きが必要になるかについてご案内いたします。

何かとお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

- | | |
|--------------------------------|----------|
| 1. 皆様にお届けするもの | ・・・ 1 |
| 2. 新しい住所等の表示について | ・・・ 2 |
| 3. 郵便番号について | ・・・ 2 |
| 4. 不動産の表示について | ・・・ 2 |
| 5. 住所変更の手続きについて | ・・・ 3～6 |
| 6. その他 | ・・・ 7～16 |
| (1) 町内会・自治会の区域について | |
| (2) 通学区域について | |
| (3) コンビニ交付について | |
| (4) 本冊子の電子データ及び様式等のダウンロードについて | |
| (5) 不動産（土地・建物）登記名義人の住所変更登記について | |

1. 皆様にお届けするもの

●今回お届けするもの

① 『住所変更通知』

通知には、今回新たに設定されるあなたの住所が記載されています。

令和4年2月11日以降は、新しい住所をお使いください。

② 『住所変更の手引き』（冊子）

現在ご覧になられている冊子です。

住所変更手続きや登記申請についてご案内する資料です。

③ 『町名地番変更のお知らせ』（はがき）

新しい住所を知人・取引先等にお知らせするためのもので、送料は無料です。

同封の封筒に入れ、ポストに投函してください。

私製はがきの場合、送料は有料となります。

③についてご不明な点がある場合は、

日本郵便株式会社 大宮郵便局 へご相談ください

電話：0570-943-845 ※通話料金がかかります

●別の郵便で送付されるもの

④ 『本籍の変更に関する通知』

通知には、今回新たに設定されるあなたの本籍が記載されています。

※本籍が今回の町名地番変更の対象区域外にある方には送付されません。

2. 新しい住所等の表示について

今までの大字表記から新町名となります。地番も新たに付番された土地の地番を使うこととなります。

【例】

| | | | |
|-------|-----|----------------------------------|----------------|
| 住所・本籍 | 変更前 | さいたま市見沼区 大字風渡野 さいたま市見沼区 大字東門前 | 〇〇番地〇 〇〇番地〇 |
| | 変更後 | さいたま市見沼区 | 風渡野△丁目 □□番地□ |

※方書の変更はございません。

3. 郵便番号について

郵便番号については、次のとおりとなります。

337-0017

※大字風渡野にお住まいの方は変更ありません。

大字東門前にお住まいの方は変更となります。

4. 不動産の表示について

不動産の表示については、今までの大字、小字から新町名による表示になり、小字は廃止され、地番は新たに付番されます。

【例】

| | | |
|-------|-----|---|
| 土地の表示 | 変更前 | さいたま市見沼区 大字風渡野 字新川西 〇〇番〇 さいたま市見沼区 大字東門前 字道際 〇〇番〇 |
| | 変更後 | さいたま市見沼区 風渡野△丁目 □□番□ |
| 建物の所在 | 変更前 | さいたま市見沼区 大字風渡野 字新川西 〇〇番〇 さいたま市見沼区 大字東門前 字道際 〇〇番〇 |
| | 変更後 | さいたま市見沼区 風渡野△丁目 □□番地□ |

5. 住所変更の手続きについて

住所が変更になることに伴い、市や法務局等が職権で修正するものもありますが、皆様に住所変更の手続きを行っていただくものもありますので、ここに紹介いたします。住所変更にかかる費用は原則無料です。

各種手続きは、**令和4年2月11日以降**にお願いいたします。

各種手続きに必要な『住所変更証明書』は、各区役所区民課、支所及び市民の窓口にて発行いたします

(発行手数料は無料です。窓口での発行は、**2月14日以降**になります)。

【住所変更の手続きが必要なもの】

| 項目 | 住所変更手続き【必要書類等】 | 期限 | 問い合わせ先 |
|-----------------------------------|--|--------------------------------------|---|
| マイナンバーカード 交付申請書 | マイナンバーカードを申請される場合は、区役所窓口で申請書をお渡しします。 【本人確認書類が別途必要】 | いつでも可 | 見沼区区民課 記録係 048-681-6034 |
| マイナンバーカード ※1・※2 | マイナンバーカードの表面に変更後の住所を記載します。 【マイナンバーカード】 | 変更後 お早めに | |
| 住民基本台帳カード (顔写真付きタイプ のみ) ※1 | 住民基本台帳カードの裏面に変更後の住所を記載します。 【住民基本台帳カード】 | 変更後 お早めに | |
| 在留カード 特別永住者証明書 | 在留カードまたは特別永住者証明書の裏面に変更後の住所を記載します。 【在留カードもしくは特別永住者証明書】 | 変更後 お早めに | |
| 不動産登記簿 (登記名義人の住所の 変更の登記) ※3 | 登記申請書を持参又は郵送して手続きしてください。手続案内も行っておりますので、電話予約のうえ、ご利用ください。詳しくは、8ページをご覧ください。 【登記申請書、『住所変更証明書』、印鑑】 | 期限はありませんが、町名地番変更に係る登記完了後(公告日から3か月程度) | さいたま地方法務局 048-851-1000 ※音声ガイダンス 「2」を押してください。 |
| 商業登記簿 (会社等の本店・支店 及び役員の住所変更) | さいたま地方法務局のホームページを参照のうえ、登記申請書等下記の必要書類を持参または郵送にてお手続きください。登記手続きの案内は電話予約のうえご利用ください。 【登記申請書、『住所変更証明書』※4】 | 本店:2週間以内 支店:3週間以内 | さいたま地方法務局 048-851-1000 ※音声ガイダンス 「3」を押してください。 |
| 法人の所在地変更 | 法人等の設立等報告書、印鑑、『住所変更証明書』を持参のうえ、各許認可庁にて手続きを行ってください。 【法人等の設立等報告書、印鑑、『住所変更証明書』】 | | 各許認可庁 |

| 項目 | 住所変更手続き【必要書類等】 | 期限 | 問い合わせ先 |
|---------------------|--|-------------|--|
| 厚生年金に加入中の方の住所（3号含む） | 事業主への届出が必要です。詳しくは、事業主へご確認ください。 【『住所変更証明書』、年金証書あるいは基礎年金番号の分かる通知書】 | 変更後 お早めに | 勤務先にお問い合わせください。 |
| 運転免許証 ※5 | 運転免許証の裏面に変更後の住所を記載します。鴻巣警察署を除く、県内の警察署どこでも手続き可能です。 【運転免許証、『住所変更証明書』※6】 | 変更後 お早めに | 運転免許センター 048-543-2001 大宮東警察署 交通課 048-682-0110 |
| 自動車検査証 | 自動車検査証、『住所変更証明書』を持参のうえ、手続きをしてください。 【自動車検査証、『住所変更証明書』】 | 変更後 お早めに | 関東運輸局 埼玉運輸支局 050-5540-2026 ※音声ガイダンス 「0」→「3」→「7」 と押してください。 |
| 軽自動車検査証 | ⑤番窓口にて申請書を入手のうえ、手続きをしてください。（申請書代無料） 【軽自動車検査証、『住所変更証明書』】 | 変更後 お早めに | 軽自動車検査協会 埼玉事務所 050-3816-3110 |

※1 お手続きの際に暗証番号の入力が必要です。

※2 今回の住所変更の場合は、署名用電子証明書は失効しません。なお、住所変更の手続きを行わない場合でも、引き続き e-tax を利用した確定申告等にご利用いただけます。

※3 町名地番変更の公告日の翌日から、町名地番変更に係る登記が完了するまでの間、不動産に関する登記事務が停止されますので、法務局による同登記の完了後に手続き願います。なお、同登記の完了までの期間は、町名地番変更の公告日から3か月程度要する予定です。

※4 『住所変更証明書』は、法人登記用の『住所変更証明書』をお取りください。

※5 今回の町名地番の変更に伴い本籍が変更となる方は『本籍の表示に関する変更通知』を合わせて運転免許センターもしくは大宮東警察署に持参し手続きをしてください。

※6 同封の『住所変更通知』でもお手続きは可能です。

【住所変更の手続きが不要なもの】

| 項目 | 注意事項 | 問い合わせ先 |
|--|-----------------------------------|--|
| 住民票 戸籍 印鑑登録 | — | 見沼区区民課 記録係 048-681-6034 |
| 国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証） 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 | 保険証等につきましては変更後、見沼区保険年金課より送付いたします。 | 見沼区保険年金課 国保係 048-681-6073 |
| 国民年金第1号被保険者の住所 | — | 日本年金機構 大宮年金事務所 048-652-3399 見沼区保険年金課 年金係 048-681-6074 |

| 項目 | 注意事項 | 問い合わせ先 |
|--|---|--|
| 年金受給中の方の住所 | 日本年金機構にマイナンバーを登録されている方は、住基ネットの異動情報の活用により自動更新されますので、住所変更の届出は原則不要になります。 | 日本年金機構 大宮年金事務所 048-652-3399 (お問い合わせの際は、年金証書あるいは基礎年金番号の分かる通知書をご用意ください) |
| 年金受給待機者の住所 (60歳以上で現在年金に加入しておらず、年金を受け取っていない方) | 日本年金機構にマイナンバーを登録されている方は、住基ネットの異動情報の活用により自動更新されますので、住所変更の届出は原則不要になります。 | |
| 子育て支援医療費受給資格証 ひとり親家庭等医療費受給資格証 心身障害者医療費受給資格証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 | 保険証等につきましては変更後、見沼区保険年金課より送付いたします。 | 見沼区保険年金課 福祉医療係 048-681-6055 |
| 介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 等 | 保険証等につきましては変更後、見沼区高齢介護課より送付いたします。 | 見沼区高齢介護課 介護保険係 048-681-6068 |
| 児童扶養手当証書 | 変更後の住所を記載した証書が必要な方は、住所変更届をご提出いただければ、住所変更後の証書を交付いたします。 | 見沼区支援課 児童福祉係 048-681-6061 |
| 公立保育園、学校等への住所変更手続 | 国立、私立については、各校の窓口にお問い合わせください。 | (保育園について) 見沼区支援課 児童福祉係 048-681-6061 |
| 特別児童扶養手当証書 | 変更後の住所を記載した証書が必要な方は、住所変更届をご提出いただければ、住所変更後の証書を交付いたします。 | |
| 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 | 変更後の住所を記載した手帳が必要な方は、住所変更届をご提出いただければ、住所修正いたします。 | 見沼区支援課 障害福祉係 048-681-6062 |
| 自立支援医療(精神通院/更生医療) | 変更後の住所を記載した受給者証が必要な方は、住所変更届をご提出いただければ、住所修正いたします。 | |
| 障害福祉サービス受給者証(児・者) | 変更後の住所を記載した受給者証が必要な方は、住所変更届をご提出いただければ、住所変更後の受給者証を交付いたします。 | |
| 医薬品医療機器等法に基づく届出 | — | |
| 医薬品医療機器等法に基づく許可 | 許可証の書換え交付を希望する場合は、変更届と書換え交付申請が必要です。(ただし、書換え交付申請手数料2,600円がかかります。) | さいたま市保健所 環境薬事課 薬事係 048-840-2235 |
| 毒物及び劇物取締法に基づく登録 | 登録票の書換え交付を希望する場合は、変更届と書換え交付申請が必要です。(ただし、書換え交付申請手数料2,400円がかかります。) | |

| 項目 | 注意事項 | 問い合わせ先 |
|--|--|--|
| 環境衛生関係営業施設 (理容所、美容所、クリーニング所、 旅館業、公衆浴場、興行場) | 確認済証又は許可書の記載内容等で不都合がある場合は、確認済証又は許可書の原本、『住所変更通知』等変更の事実がわかる書類を持参のうえ、変更届をご提出いただければ、確認済証又は許可書に裏書します(手数料は無料です)。 | さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係 048-840-2227 |
| 建築物衛生法に基づく 建築物登録業の登録 | 登録証明書の記載内容等で不都合がある場合は、登録証明書の原本、『住所変更通知』等変更の事実がわかる書類を持参のうえ、変更届をご提出いただければ、登録証明書に裏書します(手数料は無料です)。 | さいたま市保健所 食品衛生課 食品衛生監視係 048-840-2226 |
| 食品関係営業施設 | 営業許可書の記載内容等で不都合がある場合は、営業許可書の原本、『住所変更通知』等変更の事実がわかる書類を持参のうえ、営業許可申請書・営業届(変更)を提出してください(手数料は無料です)。 | さいたま市保健所 食品衛生課 食品衛生監視係 048-840-2226 |
| パスポート | パスポートの最終ページにある「所持人記入欄」に住所を記載している場合、ご自身で修正してください。 (前住所は二重線にて見え消し) | 埼玉県パスポートセンター 048-647-4040 |
| 東京電力 | 郵便物が届かない等の場合は、各事業者へ連絡してください。 | カスタマーセンター埼玉 0120-995-441 |
| 東京ガス | | お客様センター 0570-002211 |
| NTT(固定電話) | | NTT 東日本 0120-116-000 |

- これら以外の健康保険証や銀行口座、生命保険等については、それぞれの機関に必要な手続きをお問い合わせください。
- 勤務先等へのご連絡もお願いいたします。
大変ご面倒をおかけしますが、ご理解、ご協力の程、
よろしくお願い申し上げます。

6. その他

(1) 町内会・自治会の区域について

町内会・自治会は、その地域の皆様が自主的に組織、運営しているものです。
今回の変更によって、町内会・自治会組織を変更する必要はございません。

(2) 通学区域について

今回の変更によって、通学区域が変わることはありません。

(3) コンビニ交付について

今回の町名地番変更に伴い、住民記録システム等の改修作業が行われるため、**2月11日、2月12日は**、全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート及びミニストップ等でのマルチコピー機によるコンビニ交付サービスをご利用いただくことができません。

2月13日から通常どおりご利用いただけます。

(4) 本冊子の電子データ及び様式等のダウンロードについて

さいたま市 Web サイト(<http://www.city.saitama.jp/index.html>)にアクセス、
【サイト内を検索する】に「風渡野南地区 町名地番変更」と入力し、検索ボタンをクリックしてください。

以下 QR コードからもホームページをご覧ください。



(5) 不動産（土地・建物）登記名義人の住所変更登記について

(注) ここに記しているのは、権利部に関する住所変更に関することであり、表題部の町字名・地番につきましては、区画整理施行者又は市からの依頼に基づき、登記官が職権で修正します。

町名地番変更の実施に伴い、所有権の登記名義人（所有者）の住所が変更した場合、登記上の住所を変更後の住所に一致させるために、住所変更の登記（登記名義人の住所の変更の登記）をする必要があります。

この場合の申請書の書式及び記入例は、9～15ページをご参照ください。

【ホームページ参照先】

さいたま地方法務局トップページ > 業務のご案内 > 不動産登記 > 不動産登記部門からのお知らせ > 区画整理による不動産登記申請書様式及び記載例について

●不動産の登記申請書記載時の留意事項

- ① 申請書はA4の用紙に記載し、他の添付書類と共に左綴じにして提出してください。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割り印してください。
- ② 文字は、ホームページからダウンロードした様式に直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、印刷したものにインク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- ③ 代理人の方が申請する場合は、委任状が必要になります。
- ④ 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。
- ⑤ 申請場所は、不動産を管轄する法務局です。

ご不明な点がございましたら、

さいたま地方法務局 不動産登記部門

（電話：048-851-1000 ※音声ガイダンス「2」）

へお問い合わせください。

登記名義人の住所変更の登記

【様式・記載例の解説】

登記申請書

登記の目的 番所有権登記名義人住所変更
原因 令和4年 2月11日 土地の名称地番変更
変更後の事項
申請人

印

連絡先の電話番号

添付書類 登記原因証明情報

令和 年 月 日申請 さいたま地方法務局 御中

代理人

印

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税。

不動産の表示

不動産番号

所在地

地番

地目

地積

不動産番号

所在地

家屋番号

種類

構造

床面積

| 土地の表示 | 所在 | 地番 | 地目 | 地積(m ²) |
|-------|----|----|----|---------------------|
| | | 番 | | |
| | | 番 | | |
| | | 番 | | |
| | | 番 | | |
| | | 番 | | |
| | | 番 | | |
| | | 番 | | |
| | | 番 | | |
| | | 番 | | |

| 建物の表示 | 所在 | 家屋番号 | 附 | 種類 | 構造 | 床面積(m ²) |
|-------|----|------|---|----|----|----------------------|
| | | 番 | | | | |
| | | 番 | | | | |
| | | 番 | | | | |
| | | 番 | | | | |

委任状

私は、

に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること。
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和 年 月 日

住所

氏名

印

記

登記の目的 番所有権登記名義人住所変更

原因 令和4年 2月11日 土地の名称地番変更

変更後の事項

不動産の表示

所在

地番

地目

地積

所在

家屋番号

種類

構造

床面積

(土地建物の記載例)

登記申請書

登記の目的 1番所有権登記名義人住所変更 (注1)

原因 令和4年 2月11日 土地の名称地番変更 (注2)

変更後の事項 住所 さいたま市見沼区風渡野△丁目□□番地□ (注3)

申請人 さいたま市見沼区風渡野△丁目□□番地□ (注3)
見沼 太郎 (印)

連絡先の電話番号 000-000-0000 (注4)
(注5) (注7)

添付書類 登記原因証明情報、代理権限証書 (注6)

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日申請 さいたま地方法務局 御中 (注7)

代理人 さいたま市見沼区風渡野△丁目□□番地□ 見沼 花子 (印)

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により非課税。

不動産の表示 (注8)

不動産番号 1234567890123 (注9)

所在 さいたま市見沼区風渡野△丁目

地番 □□番□

地目 宅地

地積 123.45平方メートル

不動産番号 1234567890000

所在 さいたま市見沼区風渡野△丁目□□番地□

家屋番号 □□番□

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 80.12平方メートル
2階 53.42平方メートル

※これは記載例です。赤字部分を申請内容に応じて書き直してください。

● 様式・記載例の解説

(注1) 『住所変更証明書(※)』に記載されている変更年月日及び変更理由を記載します。

(注2) 『住所変更証明書』に記載されている変更後の住所を記載します。

(注3) 所有権の登記名義人(所有者)の変更後の住所及び氏名を記載し、末尾に押印します。(認印で結構です。)なお、代理人が申請する場合は、申請人の押印は必要ありません。

(注4) 申請書の記載事項等に補正すべき点があった場合に、法務局の担当者が連絡するための連絡先の電話番号を記載します。

(注5) 登記原因証明情報として(注1)の『住所変更証明書』を添付します。変更前の住所、変更後の住所及び変更年月日・変更理由が記載されている証明書です。

登記上の住所から2回以上住所を変更している場合は、登記上の住所から変更後の住所までの移転の経緯が分かる書類(住民票の写し、戸籍の附票等)を添付します。以上によっても住所変更の経緯を証明できない場合は、申請する不動産を管轄する法務局へ事前にお問い合わせください。

(注6) 申請日は、実際に申請する年月日を記載します。

(注7) 代理人が申請する場合は、添付書類項目に「代理権限証書」と記載し「代理人」及び代理人の住所氏名を記載し、末尾に押印します。(申請人の押印は不要です。)また、委任状が必要となりますので、別紙(委任状)を参考に作成し、添付書類として登記申請書とともに提出してください。

(注8) 登記の申請をする不動産を登記事項証明書の記載のとおり正確に記載してください。

(注9) 不動産番号がわからなければ記載は不要ですが、その場合には土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)を正確に記載してください。なお、不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

(※)『住所変更証明書』は各区役所区民課、支所及び市民の窓口で無料で発行いたします。

※不動産が多数ある場合は、『継続用紙』に記載することで、一括して申請できます。
 この場合、申請書が複数になるので、割印をします。

(継続用紙の記載例)

| | | | | | |
|-------|--------------------|------|----|---------------------|--|
| 土地の表示 | 所在 | 地番 | 地目 | 地積(m ²) | |
| | さいたま市見沼区 風渡野△丁目 | □□番□ | 宅地 | 12345 | |
| | さいたま市見沼区 風渡野△丁目 | □□番□ | 畑 | 456 | |
| | 以下余白 | 番 | | | |
| | | 番 | | | |
| | 又は(不動産番号を記入する場合) | | | | |
| | 1234567890123 | 番 | | | |
| | 1234567890000 | 番 | | | |
| | 以下余白 | 番 | | | |
| | | 番 | | | |

印

| | | | | | | | |
|-------|-----------------------------|------|---|----|-----------------|----------------------|--|
| 建物の表示 | 所在 | 家屋番号 | 附 | 種類 | 構造 | 床面積(m ²) | |
| | さいたま市見沼区 風渡野△丁目 □□番地△ | □□番△ | | 居宅 | 木造 瓦葺 2階建 | 1階 80.12 2階 53.42 | |
| | 以下余白 | 番 | | | | | |
| | 又は(不動産番号を記入する場合) | | | | | | |
| | 1234567890123 | 番 | | | | | |
| | 以下余白 | 番 | | | | | |

※これは記載例です。赤字部分を申請内容に応じて書き直してください。
 また、別紙(〇〇)・(注〇)などは記載しないでください。

委任状

代理人住所・氏名を記入

私は、さいたま市見沼区風渡野△丁目□□番地□ 見沼 花子 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること。
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

住所 **さいたま市見沼区風渡野△丁目□□番地□**

氏名 **見沼 太郎** (印)

記

登記の目的 **1番所有権登記名義人住所変更**

原因 **令和4年 2月11日 土地の名称地番変更**

変更後の事項 **住所 **さいたま市見沼区風渡野△丁目□□番地□****

不動産の表示

所在 **さいたま市見沼区風渡野△丁目**

地番 **□□番□**

地目 **宅地**

地積 **123.45平方メートル**

所在 **さいたま市見沼区風渡野△丁目□□番地□**

家屋番号 **□□番□**

種類 **居宅**

構造 **木造瓦葺2階建**

床面積 **1階 80.12平方メートル**

2階 53.42平方メートル



この手引きについてのお問い合わせ先
さいたま市 市民局 区政推進部 住民記録戸籍担当
電話 : 048-829-1833
FAX : 048-829-1992
E-MAIL : kusei-suishin@city.saitama.lg.jp